

岩手県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
屋敷	岩手郡岩手町大坊（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
月山	〃	〃	〃
田ノ沢	〃	〃	〃
田ノ沢－1	〃	〃	〃
田ノ沢－2	〃	〃	〃
田ノ沢－3	〃	〃	〃
田ノ沢－4	〃	〃	〃
田ノ沢－5	〃	〃	〃
田ノ沢（1）	〃	〃	〃
行人久保	岩手郡岩手町沼宮内（別紙図面のとおり。）	〃	〃
屋敷東の沢	岩手郡岩手町大坊（別紙図面のとおり。）	土石流	〃
月山沢	〃	〃	〃
滝の沢	〃	〃	〃
大下の沢	〃	〃	〃
大坊の沢（2）	〃	〃	〃
大坊の沢（3）	〃	〃	〃
大坊の沢（4）	〃	〃	該当なし。
大坊の沢	岩手郡岩手町沼宮内（別紙図面のとおり。）	〃	別紙図面のとおり。
下松ヶ久保の沢2	岩手郡岩手町江刈内（別紙図面のとおり。）	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに岩手町役場に備えておいて縦覧に供する。